

JA庄内みどり

組合員情報 目的外利用

県弁護士会、人権侵害で勧告

遊佐町などのコメ農家がJA庄内みどり(酒田市)に未払い金支払いを求めた集団訴訟を巡り、同JAが訴訟に参加しようとした組合員のリストを作成するなどしたのは人権侵害に当たるとして、県弁護士会は24日までに同JAに個人情報のみだりに収集・第三者に提供しないよう勧告した。

理事らはリストを基に戸別訪問などをして原告団に加わらないよう働き掛けたとされる。原告らは昨年末、県弁護士会に人権救済を申し立てていた。近く記者会見をして勧告の内容などを発表する。

県弁護士会の勧告・要望書によると、同JAは2016年8月ごろ、第2次提訴に参加しようとしていた

組合員のリストを作成して理事らに提供した。さらに原告らが同JA支店の会議室の利用を求めた際、許可しなかった。

県弁護士会はリスト作成と理事らへの提供に関し、個人情報をも目的外に利用し、組合員の人権を侵害したと判断。訴訟不参加の働き掛けや施設利用の不許可は、原告らの利益を不当に制約する恐れがあり、控えるよう要望した。勧告・要望は今月9日付で、同JAは取材に「情報は適正に管理し、会議室の使用は認め

るなど改善すべきところは改善する」と答えた。

一方、原告側は、生活クラブ連合会(東京)の幹部から取引のある原告農家に対し、提訴前に訴訟を避けるよう圧力をかけられたと主張している。同連合会は24日、圧力と取られても仕方がない言動があったと認めめた。「不快な思いをさせた」として農家に謝罪し、この幹部を処分したという。ただ、組織として購買を盾に圧力をかけたり、原告との取引停止を検討したりしたことはないとした。